

農業用廃プラ類の回収について

農業用廃プラスチック類(産業廃棄物)は、農業者自らの責任において適正処理することが法律で義務づけられています。
県協議会では「農ポリ等」と「塩ビ」に分けて回収・再資源化を行います。

回収に際しての遵守事項

- 特に**金属等は機械破損、リチウムイオン電池使用製品は運搬車両等火災の重大事故**につながります。
絶対に誤って混入しないように細心の注意と確認をお願いします。
- フィルム類は重さ15kg程度、長さ1m程度のつづら折りにし2カ所を同じ素材のフィルム切れ端等でしばってください(**マイカー線は不可**)。
- 回収物は再資源化します**。泥・植物残渣・回収不可物が混じることがないようにしてください。



県協議会で回収できるもの

農業用ポリエチレンフィルム等(農ポリ、農PO等)

2カ所をポリ紐やポリフィルムの切れ端でしばってください。マイカー線ではばらないでください。



農業用塩化(農ビ) ビニールフィルム

「農ビ」には農ビの表示と統一マーク

農ビ

がプリントしてあります。



2カ所を農ビの切れ端でしばってください。



同一素材でないものやマイカー線でしばらないでください。



県協議会で回収できないもの



徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会は市町村協議会からの委託を受け回収・再資源化を行います。
農業者の皆さんは委任状を市町村協議会へ提出し、持込車両には「**産業廃棄物運搬車**」の表示をしてください

問合せ 回収について、詳しくは最寄りの市町村協議会か、県協議会にお問い合わせください。

発行 徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会 TEL:088-634-2674 FAX:088-632-5490

作成:令和8年8月